



各位

平成21年1月26日

件名：1/26より米国税関による新規制「10+2ルール」がスタート

2009年1月26日以降の日本積み出し貨物より、現行の、マニフェスト船積事前申告を定めた「24時間ルール」の補完を目的に、米国税関による新しい事前申告規制がスタートします。

これは、提出項目として輸入者関連情報10項目、船社関連情報2項目が定められているところから「10+2ルール」と通称される規制で、正式名称は"Importer Security Filing"。その名の通り、本来は米国側の輸入者（もしくはその代理人）に提出の義務が課せられますが、コンテナバンニング場所等、輸出者側から提供すべき情報も含まれています。その為、輸出者様に置かれましても、米国側輸入者と事前に必要とされる情報の確認を行う、具体的な提出者（米国税関への提出ライセンスを有した代理人）を定めるなどの対応が必要となります。

対象は「米国向け貨物」に加え「米国経由第三国向け貨物」も含まれ、それぞれ提出項目及びその提出者が異なります。米国向け貨物は輸入者もしくはその代理人。米国経由第三国向け貨物は米国積み替えの有無によって、船社、船社もしくは該当輸送会社となります。

具体的な項目は、米国向け貨物については輸入者関連情報として 販売者の名前と住所（シッパーと違う場合のみ必要） 買主の名前と住所 輸入業者登録番号/FTZ出願人識別番号 荷受人番号 製造者/供給者の名前と住所 船積（配送）先の名前と住所 商品の原産国 貨物の統計品目番号 コンテナバンニング場所 混載業者/バンニング業者の名前と住所 船社関連情報として 船積計画書 コンテナ状況メッセージ の「10+2」となります。

提出期限は、～ までは米国向け本船への船積24時間前まで ～ は米国の最初の寄港地到着24時間前までのできるだけ早く ただし ～ は米国の最初の寄港地到着24時間前まで修正可能 は最後の寄港地を出港後48時間以内 は船社のトラッキングシステムに関連情報が取り込まれた後24時間以内 と定められています。

米国経由第三国向け貨物は BOOKING者の名前と住所 外国の最終積み降ろし港 貨物引渡し（配送）場所 船積（配送）先の名前と住所 貨物の統計品目番号 で、提出期限は本船船積の24時間前まで。

瑕疵に対する罰則金は1件US\$5,000ですが、開始後1年間は試行・検証期間として適用されません。

輸入者関連情報について、船社によっては代理提出の依頼に対応するとのことですので、米国向けの輸出を行われる際には事前に輸入者をご相談の上、船社への依頼を御検討されても良いかと思えます。本規制の各項目についての詳しい情報はJETORO様の下記ページにまとめておりますのでご参照下さい。

<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=13001829>

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372 ~ 3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>